

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成15年 9月 4日(木)
農林水産省4階 第2特別会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 14:00～16:30
- 3 出席者
委 員 木平会長 池淵委員 岡島委員 加倉井委員 栗原委員
庄司委員 鈴木委員 高木委員 古河委員 恵 委員
横山委員 芳村委員 小林特別委員
幹 事 関係府省
林野庁
- 4 議 事
 - (1) 諮 問
森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の変更について
平成14年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(案)について
 - (2) 森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の変更について
(答申)
 - (3) 平成14年度国有林野事業の決算概要について(説明事項)
 - (4) 平成14年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(案)について
(答申)
 - (5) その他

5 議事の内容

午後 2時00分 開会

○朝比奈林政課長 お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は委員22名中10名の方が出席されております。また高木委員、芳村委員は、まだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

林政審議会令第6条第1項により当審議会の定足数は、現在まだ過半数に達していませんが、多分、あともうしばらくでいらっしゃると思いますので、満たすことになると思います。委員の名簿につきましては、お手元の資料の参考1として、資料の一番下にございますが、お配りしてございます。

また、林野庁の出席者につきましては、去る7月1日に人事異動がありましたので、新任の幹部をご紹介させていただきます。

まず、石原林野庁長官でございます。

○石原林野庁長官 石原でございます。よろしくお願いいたします。

○朝比奈林政課長 続きまして、前田次長でございます。

○前田次長 前田でございます。よろしくお願いいたします。

○朝比奈林政課長 続きまして、黒木林政部長でございます。

○黒木林政部長 黒木でございます。よろしくお願いいたします。

○朝比奈林政課長 申しおくれましたが、林政課長の朝比奈でございます。よろしくお願いいたします。

なお、お手元の資料の参考2に林野庁関係者名簿をお配りしております。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれまして、ご多忙のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

また、本日は、北村副大臣にもご出席をいただいております。

それでは、まず、北村副大臣からごあいさつをお願いいたします。

○北村副大臣 紹介をいただきました副大臣の北村直人でございます。本来でございますと、亀井大臣が参りまして、親しく皆さん方にごあいさつ申し上げるところでございます

が、ご承知のとおり、今月の10日からメキシコ、カンクンでWTOの閣僚会議が開かれます。その前段として先月はヨーロッパEUの方、そして昨日はアメリカのベルマン農務長官と会談をしながら、日本のWTOに向ける基本的な考え方をご理解いただき、日本の主張がメキシコのカンクンで閣僚会議の中にきちっと取り込まれていくべく努力の真っ最中でございますので、お許しを賜りたい、このように思うところでございます。私の方から、きょう、112回の林政審議会に当たりまして一言おごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、国民の森林に対する要請は、環境問題等に対する関心の高まりから、ますます多様化しております。こうした状況に対応し、我が国の森林を将来にわたって適切に管理していけるよう、平成13年に公布された森林・林業基本法に基づき、森林の有する多面的機能の発揮という理念を実現するために、さまざまな施策を展開しているところでございます。

また、地球的規模で取り上げられております地球温暖化問題について、ご案内のとおり農林水産省では、昨年12月に、今後10年間にわたる地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を策定したところであり、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全、国民参加の森づくり、木材、木質バイオマスの利用促進などの施策を積極的に展開していこうとしております。

さらに木材の需要が依然として低迷している中、農林水産省が率先して、自らの事業において木材の利用拡大に取組み、なかんずく、国産材をしっかりと使っていこうという民間の先導役としての役割を果たしていくことが重要であることから、先般具体的な数値目標を含めた農林水産省木材利用拡大行動計画を作成したところでございます。

こうした中、国有林野事業につきましては、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営、伐採、造林などの民間委託の推進、簡素かつ効率的な管理運営の実施体制の確立などを柱とした改革を進め、名実ともに開かれた「国民の森林」に向けて取り組んでいるところでございます。これらの取り組みにつきましては、毎年、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況として取りまとめ、林政審議会のご意見を賜り、その意見の概要を付して公表しているところでございます。本日、ご審議いただく14年度の実施状況につきましては、関連政策分野の動向も踏まえた各般の取り組みについて記述しております。委員の皆様

様には忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いを申し上げましてごあいさつとさせていただきます。

○木平会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は審議事項として、お手元の議事次第の３（２）、（４）の２つの議事が予定されております。また説明事項といたしましては、６つの事項を説明していただくことになっております。なお、本日は松くい虫被害対策についての説明がございますので、松くい虫関係の専門家である小林一三特別委員にご出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

○小林特別委員 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○木平会長 それでは、まず森林病虫害等防除法第７条の２、第１項の規定に基づく防除実施基準の変更及び平成14年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）について、北村副大臣より諮問文を代読していただきたいと思います。

○北村副大臣 それでは、諮問文を読ませていただきます。

「 林政審議会

会長 木 平 勇 吉 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 坂 口 力

森林病虫害等防除法第２条の２第１項の規定に基づく防除実施基準の変更について

森林病虫害等防除法第７条の２第１項の規定に基づく防除実施基準を別添のとおり変更することについて、同条第４項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。」

続いて、

「 林政審議会

会長 木 平 勇 吉 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 坂 口 力

平成14年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について

国有林野の管理経営に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき、平成14年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同法第6条の3第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。」

○木平会長 どうもありがとうございました。

北村副大臣におかれましては、公務のためご退席されますが、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

○朝比奈林政課長 ただいま、芳村委員、高木委員がお見えになりましたので、12名ということで定足数を満たしておりますので、本日の審議会はこれで成立ということになりました。よろしくお願いします。

○木平会長 それでは、引続き議事を進めてまいります。

まず、議事（2）の森林病虫害と防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の変更につきましてご審議をいただき、本日、答申を行い、公表してまいりたいと思っております。

まずこの件についてご説明をお願いいたします。

○井上森林保護対策室長 お手元の資料1をご用意いただきたいと思います。

防除実施基準とは、森林病虫害等防除法に基づきまして、農林水産大臣が定める薬剤による病虫害の防除の適正な実施を確保するための基準でございます。現在の基準は平成9年4月7日に定めたものでございまして、全文を一番後ろの4枚目以降に添付してございます。基準の具体的内容は、特別防除、これは航空機を利用した薬剤による防除でございますが、これを行うことができる森林の基準。特別防除を行う森林及びその周辺の自然環境及び生活環境の保全に関する事項。また、農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするための必要な措置。さらに薬剤による防除に関する基本的な事項を具体的に定めているところでございます。

平成14年にこの基準で引用をしている法令、具体的に申し上げますと自然公園法、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、農薬取締法がそれぞれ改正されまして、条項や名称が変わったことに伴いまして、この際、正確を期すために所要の変更を行うものでございます。実質の内容の変更はございません。

2枚目の別添に引用法令等の変更部、また3枚目の参考1に關係法令新旧対照表を載せております。ごらんください。

なお、法律に定めた手続上、この基準の改正に当たりまして、林政審議会の意見を聞かなければならないとされておりまして、本日お願いをするものでございます。よろしくお願いいたします。

○木平会長 ありがとうございました。

今、ご説明のありましたように、関係法令の改正に伴う一連の整理ということで、実質的な変更はないとご説明がございました。これについて委員の皆様方からご意見があればいただきます。

特にご意見がございませんので、審議会としてはこれについて取りまとめを行いたいと思います。本日の農林水産大臣から諮問のあった森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の変更については、修正を求める特段の意見がございませんので、これを妥当である旨の答申をいたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木平会長 ありがとうございます。異議なしということで、そのようにさせていただきます。

続きまして、議事（3）の平成14年度国有林野事業の決算概要について説明をお願いいたします。

○小山管理課長 では、国有林野事業の決算の概要について説明をさせていただきます。資料2－2をごらんいただきたいと思います。

平成14年度国有林野事業の決算概要でございます。昨年度、平成14年度におきます国有林野事業につきましては、最初の3行に書いてございますとおり、森林の公益的機能の発揮と財務の健全性の回復に努めた結果、損失の縮減、新規借入金的大幅な圧縮など収支が改善し、抜本的改革の着実な推進が図られたというふうに考えております。

具体的には、まず収支でございます。収入でございますが、①の関係、事業収入の関係でございます。木材価格の低迷、これは景気の低迷等がございまして、かなり厳しいという中ではございますが、木材の販路の拡大、土地売りの推進などをやりまして、収入につきましては、マイナスではございますが、前年度より65億円減少にとどめているわけでございます。それから、一般会計より受入につきましては、事業施設費、これは造林等の森林整備の関係でございますが、前年度より42億円の増加ということでございます。それから、新規の借入金、追加の借入金でございますが、これにつきましては、前年度より110

億円の減少ということでございます。

次に支出の関係でございますが、職員数の適正化、これは要員規模の減少でございます。それから経費の節減、そういった結果、前年度より人件費につきましては 114億円の減少。事業的経費につきましては74億円の減少ということでございます。それから累積債務に係わる償還金、借金の返済金関係でございますが、これにつきましては、利子・償還金が前年度より 425億円の増加ということでございますが、これは既定どおりの増加ということでございます。

こうしたことから、収入 2,966億円に対しまして、支出は 2,914億円ということで、平成14年度の収支につきましては、プラスの52億円ということで、前年度の11億円より増加ということでございます。

次に、損益の関係でございますが、損益計算上の損益につきましては、当面は損失が出るというような構造になっておりますが、前年度よりは24億円の減少の 496億円ということでございます。

次のページ以下に、収支の状況等の数字のペーパーがございます。まず国有林野事業の収支状況でございますが、左側が収入、右側が支出ということでございます。収入につきましては、事業収入では 505億円、一般会計より受入では 841億円、借入金につきましては 1,481億円ということでございますが、14年度の新規借入金につきましては 300億円ということで、前年度より 110 億円減らしておりまして、16年度にはこれをゼロにしていくということで改革を進めているところでございます。

次に右側の支出の方でございますが、人件費等は 987億円ということで、1,000億円を切った数字になっております。

収支差につきましては左側の下に書いてございますが、14年度は52億円ということでございます。

それから次のページでございますが、損益計算書でございます。左側に費用、右側に収益が書いてございます。右側の下の方、下から2行目に本年度損失ということで 496億円、昨年度よりマイナスの24億円ということでございます。なお、これにつきましては左側の費用のところで減価償却費が 332億円ございます。これは過去の林道投資等の結果でございまして、この金額が、ちょっといまだに多いということで、損失額が 500億円近くという数字になっているというふうに考えております。

それから最後のページが貸借対照表でございます。左側が資産、右側が負債、資本の部でございます。ここでごらんいただきたいのは、借入金の関係でございます。累積債務でございますが、負債のところの短期借入金と長期借入金を加算したものということで、（注）１に書いてございますが、14年度末の債務残高は１兆 2,617億円ということでございます。なお、累積債務につきましては、先ほど申し上げましたように、16年度に新規借入金をゼロということになりますので、15年度がピークということで、それ以降はだんだん減っていくというような予定にしているところでございます。

説明は以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

これは次の議事に関連しますので、引き続いて、議事（４）について説明をいただきたいと思います。議事（４）、平成14年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）については、先ほど大臣から諮問を受けておりますので、きょう、ご審議をいただき、答申を行い、公表することになっております。その場合に、林政審議会の意見の概要をあわせて公表をすることになっております。

それでは、（４）についての説明をいただき、そして、あわせてご審議をお願いしたいと思います。

○島田経営企画課長 資料３－１と３－２が、実施状況に関する資料でございます。３－２が公表に当たりましての本文と考えている資料でございます。これにつきましては、資料のページも極めて厚くなりまして、60ページほどの資料になるところでございますので、14年度の基本計画の実施状況の要約を、３－１の資料にまとめておりますので、その要約の方を使って説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、平成14年度の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況でございますけれども、平成10年から、抜本的改革に取り組みまして、管理経営基本計画のもとで、４年目の年になっているわけでございます。こういうような平成14年につきましては、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策が策定され、また、その他の関連部分でも新・生物多様性国家戦略の策定がございましたし、さらに、新たな学習指導要領が施行され、総合的な学習の時間等のそういう動きがございました。また、法律関係では自然再生推進法も制定されるというような、そういういろいろな動きがあった年でございますけれども、こうした動きにも応えつつ、４年目ということもございまして、今まで継続してきたいろいろな

事業について、積極的に展開をしていくというようなことで取り組んできたところでございます。本報告については、できるだけ写真ですとか図表を多くして、できるだけ見ていただきやすく、また、わかっていただきやすいような形で取りまとめをさせていただいたところでございます。

具体的な項目に参りますと、まず大きな1番目として、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進の項目でございますけれども、これにつきましては、3機能に分類いたしまして、それに基づいた、それぞれの施業を行ってきているところでございます。本文5ページ以下のところに具体的な記述はございますけれども、平成14年度におきましても、長期育成循環施業などの導入を行うなど、育成複層林の整備等について、さらに推進し、公益的機能の発揮に努めてきたところでございます。ここでは北海道の旭川分局におきますトドマツの複層林施業の例を写真で紹介させていただいているところでございます。

続きまして、2ページ目でございますが、こうした施業とともに流域管理のもとで民有林と国有林が、さらに連携を深めながら森林施業を行っていく、森林整備を行っていくというようなことも極めて重要な課題だというふうに考えておりまして、こうした動きの中で、地方公共団体と協定を締結いたしまして、一緒にその流域の森林整備を行っていこうじゃないかというような、そういう動きも、私ども進めさせていただいております。平成14年度につきましては、青森県、三重県、奈良県、和歌山県の4県と、こうした協定も結んだところでございます。ここには和歌山県との協定を結んだときの写真を掲載させていただいているところでございます。

中段以下でございますけれども、地球温暖化防止対策の関連で、木材利用の推進を国有林としても積極的に進めていきたいということで、治山事業、林道事業等の公共工事等の中でも、積極的に利用を進めているところでございます。そうした実績についても、平成14年度5万2千?ほどの利用を行ってきているところでございまして、年々、着々とこの部分についてはふやしているところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。本文では22ページに該当しておりますけれども、優れた自然環境を有する森林の維持・保全の充実の項目でございますけれども、これにつきましては、貴重な森林生態系を維持・保存するために、積極的に保護林の設定等を行っていくというようなことで、14年度には朝日山地森林生態系保護地域を新たに設定をしたところでございます。また、緑の回廊の設定についても、引き続き積

極的に取り組んできておりまして、平成14年度には4カ所、八ヶ岳、丹沢、富士山そして四国と、4つの緑の回廊を設定したところでございますけれども、こうした中で民有林と連携した緑の回廊の設定も行ってきたところでございまして、また引き続き、こうした取り組みを行っていきたいと考えております。

次に3ページの下段の部分でございますけれども、国民の利用や森林整備への参加の促進の項目でございます。これにつきましては、本文では16ページにご紹介させていただいておりますけれども、従前から教育機関等との連携で、森林教室の開催ですとか、そういうようなことにも積極的に取り組んできておりまして、その回数等についても増加をさせてきているところでございますけれども、平成14年度については、新たに学校等における森林環境教育の推進を図るため、「遊々の森」の制度を創設させていただきました。これは遊々の森の協定を、学校等との間で協定を結びまして、そのエリアを森林教育に自由に使用していただこうじゃないかというような取り組みでございまして、14年度に新たに取り組みを始めまして、第1号がここにご紹介させていただいています高松市立屋島東小学校、ここは「遊々の森 ドキドキワクワクコース」という名前で遊々の森を設定いたしまして、ここに写真がございまして、子供さんたちが、秘密基地づくりとかいうようなことでの体験活動を行ったりしているところでございます。これを第1号として、現在、14年度には19カ所、15年度もかなりいろいろなところから、こういうような動きがございまして、現在、それがふえてまいりまして、15年7月末では、全国で44カ所、既に設定をしているところでございます。引き続き、こうした声にこたえてまいりたいというふうに考えているところでございます。

引き続きまして、4ページでは、NPOの皆さんたちの、ボランティア団体との協定を結びまして、そうした森林整備への要望にこたえるための「ふれあいの森」についてご紹介をさせていただいております。これは、全国で122カ所、既に設定をさせていただいております。そうしたエリアを活用して、延べ1万5,000人の方々の森林整備への参加がなされたというような実績になっているところでございます。中段には、伝統文化の継承に貢献するため、地域でいろいろな動きがございまして、そうした運動と連携をしまして、例えば、ここでご紹介しております諏訪の大祭用の御柱用のモミの育成のためのエリアを、その地域の皆さんと一緒に協定を結んで、確保をしていくということで、こうしたフィールド提供等への取り組みも積極的に行っているところでございます。

このような観点で、森林整備への参加の促進について、取り組んできているところでございます。

引き続きまして、大きな4項目めとしましては、林産物の持続的かつ計画的な供給の項目でございます。これも非常に重要な使命の1つになっているわけございまして、自然環境の保全に配慮しつつ林産物を計画的に供給するということで、間伐事業等の的確な実施に伴います資材の供給を行ってきているところでございますし、また、ここでは秋田杉を紹介させていただいておりますけれども、国有林からでしか供給が期待しにくい樹材種の安定供給等にも、積極的に取り組んでいるところでございます。

最後に5ページ目になりますけれども、(5)として、効率的な事業実施体制の確立への取り組みでございます。効率的な事業実施のために、民間委託化を積極的に今までも推進してきているところでございますけれども、これについても、14年度も可能なものについて、伐採、造林等の実施行為について委託化を進めてきております。既に伐採事業については、全体の98%を外部委託化しているところでございまして、造林事業等についても9割を超えるレベルのところまで、保育については外部委託化が進んできているところでございます。

そして、さらに要員数、職員数の適正化でございますけれども、これにつきましても平成14年度期末で8,079人というところまで、省庁間配転等の制度を活用して縮減を図ってきているところでございます。

14年度の国有林の管理経営に関する基本計画に基づく実施状況について、簡単でございますけれども、以上で説明にかえさせていただきたいと思っております。

○木平会長 ありがとうございました。

国有林の昨年の状況について詳細な報告は本文の方にあり、その中から要約を、今、いただいたわけです。そこで、公益的機能の増進、それから自然環境の保全、国民参加、林産物の供給、それから事業の効率的、あるいは組織の整備、この点のご説明をいただきました。

それでは、このことに関しまして、先ほどの決算も含めまして、ご意見を委員の方々からいただきたいと思っております。どなたからでも結構です。

国有林は非常に大きな組織で、その中でいろいろな事業をやっておられる。それから財政問題の改革と、今、大変な時期だと思っております。ということで、こういった実施状況及び

財政に関すること、これについてのご意見を、どの点からでも結構です。委員のご意見をいただければと思います。

どうぞ。恵委員。

○恵委員 わからない部分を教えていただきたい点がございまして、資料2の2ページ目の、先ほどの決算概要の収支状況のご説明で教えていただきたいんですが、収入の部の左下の方にある借入金の新規の方は、平成13年度に比べて減らしてきた。借換借入金、こちらは単純に数字しかわからないんですが、平成13年度に比べてふえているようですが、これはどういうふうに理解をしたらよろしいのでしょうか、ということだけ教えて下さい。

○木平会長 それでは借入金に関するご質問、お答え願います。

○小山管理課長 新規の借入金というのは、新しく追加で借り入れるものでございます。借換借入金の方ですが、これは実は過去に、毎年毎年、借金をしているわけですが、それを年賦で返していくということになってまいりますので、5年償還なら5年間でというような形で、毎年返していきます。元本は同じような金額で返していくというようになりますが、例えば10年度に借りたものに対して、11年度、12年度、13年度と、また新規で借りているものですから、しばらくの間は返す借金も増えているというようなことになります。借換借入金というのは借り入れた借金の元本を、もう一回借りて返すというようなことでございますので、そういうことでしばらくの間は、借換借入金の方はふえていくというような形になります。よろしいでしょうか。

○木平会長 ご理解いただいたでしょうか。過去に借りたものが償還期限になっても、まだ残っているから、新たに借り換えをしないといけないということですね。

○小山管理課長 過去に借りた借入金の、5年間なら5年間同じ金額を返していくわけですが、それをもう1回借金をして返していくということになるわけです。毎年金額が増えてきますと、その分も返さなければいけないので、その分だけ借換の借入金が増えていくということです。

○木平会長 では、次長の方からお願いします。

○前田次長 補足させていただきたいと思うんですが、まず、このスキームをご説明しなくてはいけないんですが、国有林は、ご案内のように、かつて非常に大きな累積債務を抱えておりまして、これを平成10年に国鉄の債務処理とあわせて抜本的に改革をしたわけなんですが、その基本スキームといいますのは、当時、3兆8千億円の累積債務がありまし

た。そのうちの2兆8千億円を一般会計の方に移管いたしまして、それで国有林特別会計としては1兆円を残したわけであります。この1兆円の累積債務を、今後20年間かかって返済していきます。そういうスキームになりました。それは将来的に木材の収入は増えてくる。一方で、その職員が減ってきて支出の方も相当合理化できる、そういった中で利益が生じてくるだろう。そういった利益でもって、その1兆円は基本的に返していきますと。ただ、その1兆円を返していくに当たりましては、収支の関係から、当時の見込みでは平成25年以降で、それを返していきますという形になりました。その際に、この1兆円につきまして、財投から実は借り入れしておりまして、これがその5年据置きの25年償還とか、いろいろ償還期限がそれぞれ異なっておりまして、そういったものが、期限が来たときに、今度は財投から借り入れないということで、シンジケートを通じてなんですが市中銀行から借り換えをしていく、ということをつないでいって、総体1兆円の元本そのものは、25年以降、平成10年度から50年以内に返していくというスキームになっております。それで、この財投の償還期限が来ている部分について、市中銀行から借りて、同じ額を財投の方に、国債整理基金の方に入れて返していくということで、この額が載っていますのが借換借入金。従いまして、その支出の欄にございますように、償還金、これと全く同額というものが計上されております。

それで、新規の借入につきましては、集中改革期間といいまして、5カ年間、15年度まで、本年度までの間は、どうしても要員調整の過程にあること、それから伐採量も相当まだ低位にあるということから、どうしても収支ギャップが出ますということで、これにつきましては、追加的、暫定的に、この5年間については新規に借り入れをして、事業の運営をまかなっていく。ただ、これにつきましては、年々減らしてきておりまして、平成11年ぐらいですと、確か700億円ぐらい、借り入れたんですが、毎年、百五、六十億ぐらいのベースでダウンしておりまして、平成15年度におきましては164億円、これを16年度におきましてはゼロにするということで、現在、予算を出しておるという状況でございまして、16年以降がそういった意味での借金体制から脱却していくということで考えております。

先ほど、1兆円、20年と、私、申し上げたのかもしれませんが、50年でございます。今後50年間で、それを返していくというスキームになっております。

○木平会長 大変明解なご説明で、よろしいですか。

○恵委員 わかりました。

○木平会長 それでは、それ以外の問題について。加倉井委員の方から。

○加倉井委員 国有林野事業の収支状況の表を、せっかくごらんになっているので、単純な質問をしたいんですが、ここへ収支差で52億のプラスになっていますね。これはどこへ行くんですか。どこへ行くという意味は、例えばここで新規借入金が 300億円になって収支差が52億円だから、新規借入金を 250億円にしたら、これは消えちゃうのだけれど、どうしてそうしないのか。あるいは、ここで余ったのなら、その金は来年どこへ行くんでしょうか。そういう質問です。

○木平会長 では、お答えいただきたいと思います。

○小山管理課長 これは繰越金といいますか、収支差としてプラス52億円出ますので、結果的に持越現金という形で、次年度の方に繰り越されます。実質的には次年度の収入の増加というふうに、ある意味ではなるということでございます。

○加倉井委員 そうしますと、平成13年度は収支差が11億円ありましたよね。これは14年度のこの表のどこかに出ているんですか。次の年へ繰り越すとおっしゃいましたね。そうしますと、当然これは平成14年度の収入か何かのどこかへ出てくるということになりませんか。

○小山管理課長 この表の性格ということだけでご理解いただきたいんですけども、これは発生の収入と支出だけで整理しておりまして、単年度の収入と支出を発生ベースでそれぞれ見ているということでございます。そういう関係で、11億円なりは、結果として現金の収入になっておりますが、単年度ベースで、そういう整理をさせていただいているということでございます。

○木平会長 ご理解いただけますか。

○加倉井委員 借り換えの話は簡単で、高い金利の金を返して、安い金利のお金にするというのは非常にわかりやすいんですが、この収支差は、ちょっとよくわからないんですよ。形式論理的に、これが損益計算、どこか別の方へ出るんでしょうかね、この金額は。

○木平会長 趣旨はおわかりですね。収支差の14年度の52億円はどこへ行くか。それは来年に繰り越すとおっしゃった。そうすると、前の13年度の11億円は、どのように処理されているかというご質問です。

○荒木審議官 まず、収支差でございますけれども、国営企業、企業でございますので、

年度当初にはそれなりの現金を持っていないといけないという状況がございまして、当然のことながら、未払金なり4月の職員の給料なり、そういったものに充てていく経費といったしまして、こういった収支差を出しまして、現金でもって翌年に繰り越すという形にしているところでございます。

しからば、この収入、支出のところで、これに52億円はどうなっているのかということでございますが、この発生ベースの収入、支出の差につきましては、損益計算書の方に入りますと、これは、単に費用でもなければ収益でもないということでございますので、損益計算書には出てまいりません。実際のところ、なぜ差が出ているかという、この分は収入と支出の差額でもって、要はその分、収益の方が費用よりもプラスになったというようなことでもって、実際の収支差というのが、13年度にもプラスになっているということであると思います。

それから、増えているということなんですが、これにつきましては、実際の、ここの図表には出ておりませんが、全体の、発生収支とは別の観点で現金の収支というものが、当然この計数とは別に、実は隠れているわけございまして、その分として、この表には全体の金額の2,960億円なり2,914億円という数字の中には、当然出てくるわけございしますが、これも項目がどこへ行ったかというのは、これ以外に現金の収支として実は隠されて記載されているというふうにご理解いただきたいと思います。

○加倉井委員 時間がないので、もうやめますが、要するに、こういう表を出す場合は、そのお金がどこへ行ったかというのは、大体ちゃんと記載されるのが一般の企業の、こういう表の開示の原則でありますので、ここの金、どこへ行ったかと言われて、それはわからないというのはおかしいということがあります。ただし、私も国民も林野庁を信頼しておりますので、別にそれが消えちゃったとか、そんな話をしているのでは全くないということを、ひとつご了解いただいて、時間がないのでこれでやめます。

○小山管理課長 恐縮なんですが、たまたま現金上の別のところで処理しているわけで、この表は単年度、例えば14年度の瞬間を見た場合の、そのときに収入の発生があったということで、繰越の方は、別にほかに置いておいて、ということであります。したがって、貸借対照表の資産の増加にはなっているということで、直接のつながりの数字が出てこないで恐縮なんですが、この収支の表は単年度の発生ベースの収入と支出を見たというふうにご理解いただければ……。

○木平会長 加倉井委員のご趣旨は、わかるような形でご説明をいただきたいということです。

○小山管理課長 はい、わかりました。次年度以降、工夫いたします。

○木平会長 よろしくをお願いします。

それでは、よろしいですね、その点については。

余り時間がないんですけれども、岡島委員の方から。

○岡島委員 時間がないということなので、感想のようなものになりますけれども、今、ちょっと16年で1つの目途というようなお話がありましたんですけれども、どこかで、林政審議会の話題なのかもしれないし、前は中央森林審議会がありましたね、そういうような形で、ずっと借金の重荷の議論ばかりしているというのは、いいとは思いうndけれど、どういうところで、目途が立って、どうするのか。1兆円という重石が、どうしてもあるので、そう景気のいいことは言えないのかもしれませんが、今の幹部の方々が入省して以来、ずっと借金の話ばかりだと思うんですね。ですけれども、本来、国民が望んでいるのは、借金のことも当然のことですけれども、借金は過去のつけでもあるし、そういうことを考えると、本来の林野行政ということに少し力を入れていく、そのシフトの機会が私は16年かなという感じがちょっとしているんです。ですから、そういったものに関する真っ当な議論を、どこかのところで、そろそろ準備されたらどうかという感じがちょっとしております。8万人いたのが、今、8,000人まで落としてきた。1万を切っているわけですね。では、どこまで落とせばいいのかということで、もちろん専門家の方がご議論された後だとは思いますが、私は少ないと思うんです。どこまで切ったらいいというものじゃないわけだし、国民の求めているのは、借金の問題はもちろん責任もあるけれども、それ以上に健全な森林を維持することに求めているわけです。ですから、ちょうど16年というのも、ひとつの節目にもなり得るのではないかなと、そんなのを借金がある身であり旗を立てるのもあれなのかもしれない。粛々としてやって気がついたら、それも終わっていたというものがいいのかもしれませんが、何らかの形で、本来あるべき姿の、環境とかいろいろな要素も入ってきているわけなので、そういったものを少し、どういう形かわかりませんが、役所として、もしくは審議会の形として示すというか、検討するとか、そういったようなことはいかがでしょうか、という気がしているわけなんですけれども。

ちょっと簡単に言い過ぎましたが、問題が大き過ぎて、ちょっと恐縮なんですけれども。

○木平会長 ご意見の趣旨は非常にはっきりされておられると思います。これについては、その他の新しい国有林の管理経営に関する基本計画についても係わってくるんですけれども、林野庁として、一言短く要点をお答えください。

○前田次長 今、岡島委員からのお話がありましたけれども、私どもも全く同じ認識でやってまいりました。その1つの大きな節目は、私どもは平成10年、抜本改革をやったときに1つの大きな節目だったというふうに理解しております。そのときに、それまでの木材生産を基本にした管理経営、国有林の経営から、いわゆる公益的機能の発揮を旨とする管理経営に大きく方針を転換する。そういった中で森林・林業基本法の先駆けになりましたけれども、森林を3つの機能に区分し、そういった中で施業のやり方も、皆伐新植から択伐なり、複層林、そういったものに切りかえていきます、あるいは「ふれあいの森」をやっていきます、そういった形で大きく方針を転換したわけであります。

そのときに、積み残した形で、若干、先ほど申し上げましたように、収支の関係で単年度、数百億円の赤が出てくる。それを平成15年までの間に完全になくして、平成16年からは、そういう意味での借金の体制から離脱していきたいということで、今回、大きな節目に、また債務処理の暫定的な平成15年度までの、そういった暫定的な借金からの離脱というところについては、そこが完了するのではないか。そういう意味では、今後平成16年から新たなる管理経営基本計画に基づいて、実施していくことになるわけでありますけれども、大きくそういった形の中で羽ばたいていける余地ができてきたのかなというふうに思っています。

それで、今、お話にありました1兆円につきましては、先ほど申し上げましたように50年間で返すということになっているんですが、これにつきましては、実は止血措置をとっておりまして、いわゆるその毎年出てくるその利子につきましては一般会計で補てんしていく。したがって、債務が債務を呼んでサラ金地獄に入っているという、過去の過ちはくり返したくないという形の中で、これについては対応していった、それは将来的に収益が上がってきた段階で、着実に返済していくという形の中でやっていきたいというふうに思っております。

そういう意味で、後で管理経営基本計画の関係で、またご説明することになると思いますが、そういった形の中で、今後、国有林としての運営、こういったものに取り組んでい

きたいと考えております。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、高木委員の方から要点だけお願いします。

○高木委員 実は、言っても仕方のないことかもしれませんが、公益的機能を強めながら、実は会計制度そのものは、依然として古いままの会計制度でおやりになっているのではないか。そういうことで、先ほどもちょっと言及がありました減価償却の問題とか、それから、どこまでこれが財政としての健全性を示すかということになると、例えば、立木竹の評価の計算ですが、これは現実問題としては過去の費用を足したものであって、時価とは全然関係ないわけで、そういう意味でちょっと会計制度そのものを再検討される必要があるか。今言ってもしょうがないわけですがけれども、ちょっと感じましたので、申し上げておきます。

○木平会長 ありがとうございます。

○前田次長 私よりも高木委員の方が、当時の経過もよくご存じでお詳しいと思いますが、当時、確かに私ども管理特会を目指しました。いわゆる独立採算制の企業特別会計は廃止いたしまして、やっぱり一般会計から恒常的に繰り入れを行うという、公益事業特別会計とも呼ぶべき特別会計に切りかえをやったわけであります。

ただ、そういった中での財政処理の仕方につきましては、いわゆる企業の特別会計、企業会計原則にのっとってということで、効率性も一方では求められるということから、そういう意味で純粋な管理特会ではなくて、先ほど申し上げました暫定的な特別会計の方に切りかえてきたわけでありますけれども、そういった形の中で、収支ばかり追わないという形では、相当会計制度は切りかわってきたのではないかというように理解いたしております。

また、確かに立木の評価の仕方につきましては、当時も林政審で相当大議論していただきまして、最終的には、当時の時価評価でやったとしても、いわゆる債務超過までには至っていないという形の中で試算もお示ししてやってきたと思います。そういう意味で、立木資産評価そのものにつきましては積極的な意味はあまりないのではないかと。帳簿上は確かに重要なんですけれども、現実の国有林の管理運営をやっていく中では、その評価をどういう形でやるか、原価計算をやっていくかどうかというのは、それほど重要な意味がないというふうに、ある意味では思っておりまして、そういう意味では、そういったもの

にとらわれることなく、国有林の果たしている役割、こういったものをベースに経営を進めていきたいというように考えております。

○木平会長 ありがとうございました。

今、委員の方から3点ほどご意見をいただきました。1つは財政に関する説明書式のことについて、もう少しわかりやすくすること。2番目については、財政の問題が、そればかりにとらわれずに、今度はいよいよ新しい国有林の役割についてどうあるべきか、将来の方向性についてのご指摘、それから会計制度についても検討が必要ではないか、このようなご意見がございました。

これについて、将来の問題については、このすぐ後の議題で、今後の管理経営基本計画というところでも、またご意見をいただきたいと思います。ということで、これについては、一応の取りまとめを行いたいと思います。

本日、農林水産大臣から諮問のありました平成14年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）については、修正を求める特段の意見がございませんので、これは、妥当である旨の答申をしてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木平会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、引き続きまして、議事の5番目、その他となっております。実はその他でありながら、非常にたくさんの重要なものが載っております。まず、今後の国有林野の管理経営に関する基本計画につきまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

○島田経営企画課長 それでは、管理経営基本計画に関しまして説明をさせていただきたいと思います。

資料4－1、2、3、4がお手元にあると思いますが、資料4－1については、管理経営基本計画の検討について、という題名でございますけれども、今後のスケジュール等についてご説明させていただきたいと思っております。

管理経営基本計画につきましては、農林水産大臣が5年ごとに定める10カ年の計画となっております。現行の管理経営基本計画については、平成10年12月に策定をされておまして、本年、ちょうど5年目を迎えているところでございます。

ということでございまして、平成15年中に、次期の平成16年から26年までの10カ年計画へ改訂する必要がございます。そういうようなことがございまして、今回、本日の林政審

議会の中で、どのような方向で検討していくのかという改訂の方向についてご議論をいただきたいというふうに思っております。

その結果を踏まえさせていただきまして、10月に改訂案を作成し、お示しをさせていただきたいというふうにして考えておりまして、さらにそこでの議論を踏まえて、公告・縦覧を30日間行いまして、そこでの意見を集約、改訂案を修正いたしまして、再度12月に林政審議会にお示しをさせていただきたい。その結果を踏まえまして、改訂計画の決定・公表を行っていくというようなスケジュールで臨ませていただきたいと考えております。

引き続きまして、資料4-2でございます。国有林の管理経営に関する基本計画について、でございますが、この資料の1から3ページについては、今、ご説明しましたようなスケジュール等でございますので省略をさせていただきます。

4ページをお開きいただきたいと思います。4ページに管理経営基本計画への取組状況ということでまとめさせていただいております。現在実施中の平成15年度の取り組みを含めまして、これまでの5年間に国有林で管理経営基本計画に基づいて、どのような取り組みを行ってきたのかということをもとめさせていただいております。左側が管理経営基本計画の計画事項の概要でございまして、このような各項目が計画をされている。そして、それに対して右側が、今後、15年までの5年間で、国有林が行ってきたそれぞれの事項についてまとめさせていただいております。公益的機能の維持増進を旨とした管理経営への転換を4ページに、それから、5ページには、流域管理システムのもとでの管理経営、それぞれ5年間というふうにして取り組んできたかというようなことについて掲載させていただいております。

それぞれの項目については、先ほどご説明しました平成14年度の実施状況と、ほぼ重なっております。この14年度分が、先ほどの平成14年度の実施状況公表の資料に重なっているというふうにご理解いただければと思っております。

ということでございますので、6ページが、「国民の森林」としての管理経営の取り組み、そして7ページからが国有林の維持・保存に関する基本的な事項ということで、保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存等の取り組み、そして8ページ、林産物の供給に関する基本的な事項と国有林野の活用に関する基本的な事項の5年間の動きをまとめさせていただいております。

9ページについては、国有林野の管理経営の実施体制、それから長期的な収支見通しと

というようなことの各事項が、これ以降、掲載されておりますけれども、(1) 管理経営の事業実施体制については、民間委託化、組織の簡素・合理化、要員の適正化等を計画どおり進めてきているところでございまして、組織の簡素・合理化につきましては、平成15年度末に、7つございます分局、それと現在まだ残っております51の暫定事務所について、さらに廃止、整理を行っていくという予定にしているところでございます。

引き続きまして10ページをごらんいただきたいと思います。長期的な収支の見通しでございまして、これについては、左側が計画事項でございまして、平成11年度から平成15年度の収支については、収入総体で、1年間の年度平均になっておりますので、収入1年平均で2,050億円、そのうち自己収入1,480億円。借入金の年平均が320億円ということで収入を見込んでいたところでございます。

それに対して、支出は2,050億円、事業関係費等はそのうち1,760億円という計画になっていたものに対しまして、右側が平成15年度の予定を含みますけれども、収支の実績見通しでございまして、収入2,070億円に対し、自己収入1,370億円。借入金については、年度平均で420億円、支出2,040億円に対して事業関係費1,730億円ということで、収入・支出の総枠については、ほぼ計画の予定どおりの数字になってきているところでございますが、ごらんいただきますように、新規借入金の部分が、木材収入の低迷、それから土地売りの価格が、極めて土地売りの部分の落ち込みがございましたので、そういった関係等もございまして、借入金については、計画よりも100億円ふえているというような形での5年間になってきております。

しかしながら、先ほど来、ご説明させていただいていますように、下の欄のところで、新規借入金については、平成11年度に654億円ございましたものが、平成15年度に164億円まで縮減をしてきておりますし、平成16年度の予算については、これをゼロにしていくというようなことで新たな借入に頼らない形で、今後5年間行っていくような方向でという、そういう状況のところまで来ているということでございます。

11ページからは、その他国有林野の管理経営に関し必要な事項についての取り組みの状況を記載させていただいております。

引き続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。こうした過去の5年間については、以上のような取り組みの状況になってきているわけでございますけれども、それでは、これから5年間、さて、どうするかという部分でございましてけれども、まず、国

有林野事業をめぐる新たな動きがどんなものがあったのかということについてまとめさせていただいております。森林、国有林野に対する国民の要請ということで、森林に対する役割、期待される役割の変化ということで、それぞれの世論調査の結果を13ページには載せさせていただいておりますけれども、災害防止、水資源のかん養等と並んで、温暖化の防止等への期待が大きくなってきているということが見てとれると思っております。

14ページに、その中で、特に国有林に対して国民の皆さん方がどのような期待を持っておられるのかということ、世論調査の中から抜粋させていただいております。これは平成11年の総理府の調査でございますけれども、国有林に期待する働きとしては、災害防止や水資源の確保、それから貴重な天然林の保護、管理、森林とのふれあいの場の供給というようなことが、これは近畿中国森林管理局でグリーンモニターのアンケート等も実施しておりますけれども、そうした結果も、ほぼ同じようなことについて、国民の皆さんの期待が高いものというふうに考えているところでございます。

続きまして、15ページには、その中でも特に森とのふれあいに係る要望ということで、国有林の森の働きを高めるための森づくりへの参加についてのアンケートが、一番上にございますけれども、こうしたものを見ますと、ほぼ8割の皆様方が、いろいろな条件、近いところであれば参加をして、そういうことに対して積極的に出てみたいというようなこともお答えいただいているわけでございますし、また森林環境教育に関する要請等の中でも、野外学習として、森の生き物、木の働きについての学習に対する要請というものも、極めて高くなってきているということが見てとれるところでございます。

次に16ページから国有林の近年の新たな政策展開、国有林を取り巻くいろいろな情勢の変化についてまとめさせていただいておりますけれども、森林・林業基本法ができて、地球温暖化防止対策、こういうものに対して、国有林野事業としても率先して取り組んでいるところでございます。

また、17ページには、その他生物多様性国家戦略等の新たな動きについても記載をさせていただいております。

こういうようなことを踏まえまして、18ページでございますけれども、今後の方向として、現行の管理経営基本計画、最初の5年間におきましては、要員・組織の合理化・縮減、それから、財政の健全化等の取り組みを集中的に推進してきたところでございます。そうした中で、簡素で効率的な体制のもとで、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進

めていくための基礎については、一定のものが築かれたところだと認識しているところでございまして、集中改革期間後におきましては、こうした基礎の上に立ちまして、「国民の森林」の実現に向けまして、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進、それから、新たな政策課題への率先した取り組み、そして森林環境教育への貢献等、国民による国有林の利用の促進等の各項目に取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。

そして、これらの取り組みに関しては、やはり国民に開かれた森林ということで、情報開示等には、この5年間も努めてきたところでございますけれども、さらに情報の開示や広報を通じた透明性の確保、そして、双方向の情報受発信を基本とした対話型のいろいろな皆様方にオープンになった国有林というような形で、その方向を検討していったらどうかというように考えているところでございます。

4-2の資料は以上でございまして、4-3に参考として管理経営基本的計画の構成についての考え方をつけさせていただいております。左側が現行計画のそれぞれの項目でございまして、1つのたたき台としてみれば、私どもの方として公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進等、さらに充実させていくという中で、「国民の森林」としての管理経営という部分の項目などを充実させていく必要があるのではないかとということで、こういった方向での検討が1つの考え方かなというような形で、参考例とさせていただいているところでございます。

なお、5番の管理経営の事業実施体制等につきましては、この5年間において組織の統合、それから要員の縮減等の部分については、ある程度、目標を達成するということでございますので、こうしたところについては、今後、少し簡略化した形にしていってはどうかという形で考えているところでございます。

将来の方向性ということの部分でございますけれども、我々、借入金から脱却をいたしまして、こういう新しいいろいろなニーズに基づいた国有林の新しい5年間の展開というようなことについて、ご議論いただければと考えているところでございます。

○木平会長 ありがとうございます。

まず、これについての、審議会のスケジュールを再確認していただきたいんですけども、きょう、まずこの方向性について、皆さんからご意見をいただきたい。

それから、10月に開かれるこの審議会では、具体的な改訂案を林野庁から示していただ

く。そしてその後、公告・縦覧というプロセスがありまして、12月の3回目のこの審議会で集約ということになります。したがって、きょうは、方向性について意見をいただきたいと思っております。

それでは、横山委員から。

○横山委員 先ほどの国有林野の管理経営についての議論とも関連すると思うんですが、少し私見を述べさせていただきたいと思います。

この国有林野事業という財政活動あるいは公共経済活動の実態を把握する仕組みとして、従来の会計制度で十分なのかというようなご意見が出たと思うんですが、そのときのご説明では特別会計の位置づけをどう考えるかによって違うんだというご説明、もともとだと思うんです。ただ、実態を把握する仕組みだけではなくて、今度は評価をする仕組みがどこか入っているのかどうかということについて考える必要があるのではないか。それは政策評価システム、あるいはバリュー・フォー・マネーというのでしょうか、お金を出すに値するだけの活動なのかどうかということについての何らかの政策評価、行政評価の仕組みとの連関を少しお考えいただくと、国民にとって、これだけの税ないし一般会計からの補てん等も納得いくんだということになるのではないかと。その辺が、どうも十分に制度化されていないのではないかとということです。

2番目は、今までのご説明の中での計画の立て方は、ある公共目的、特定の、あるいは所定の、所要のギブンの政策目的を達成するために、どのような仕組み、あるいは資金配分をすれば、最小費用で達成できるかということで、これだけの予算措置が必要という視点から収入を上げる、あるいは所定の活動を達成するための計画というような財政活動の計画、あるいは公共活動の計画ということが考えられていたと思うんですが、もう一つの考え方は、一定の予算額の中で、キャップをはめられた中で、どれだけの最大限の事業成果を上げられるかというような事業計画を検討する視点が、若干、弱いのではないかと。だから、今のような財政状況のもとで物事を考えるときに、両面必要だと思うんですが、押さえておかなければいけないのは、予算の枠を、ある程度、新たな借入金の額を減らしてゼロにしたという場合には、そういう予算の収入の枠の中で、どれだけの事業の成果を最大限上げられるかというような視点から、事業計画もどこかで検討しておく必要があるのではないかと、こういうことを感じました。あくまで私見です。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの方。どうぞ。

○恵委員 たびたびすみません。ちょっと途中で退席するので、大変恐縮ですが、この管理経営の考え方の中に、国有林野の自分の中の管理経営という視点が、もちろん当然あるわけですが、その国有林野を国民的に、経済的にも、もう一度回復、元気にさせるための働きかけといいますか、木材の利用拡大というのは後ほどご説明があるのかと思いますが、そういう具体的な国民の方のアクションを起こさせるような、働きかけの意思があるという、そういう書きっぷりが、もし盛り込めると、要するに、ひとり国有林野だけで問題解決しようとしているんじゃないなくて、皆さん一緒に、ぜひ乗ってくださいという、そういうスタンスがあるといいのではないかなと強く思っています。その部分が、開かれていくときの情報開示の仕方ですとか、みんなが、じゃあ、どこが困っているのかしらというふうに疑問を持ったときに、みんなが知りたがっている情報はこういうことなんだというふうに、徐々にアイスブレイクしていくというか、いろいろな疑問が解けていくわけです。そのような流れをつくる項目というのが、改訂計画の目次の中に、どこか、その他のその他でもよろしいんですけど、ほかとのリンケージというか、そういう部分がもし書き込まれると、よそから、都市とか、消費者とか、何かできるかなと思っている人々からも意見を求めやすいし、入り込みやすいのじゃないかなという気がいたしました。

もう一つ、木材の利用拡大のところにおいて、例えば“隗より始めよ”というスタンスがあると思うんですが、ほかの省庁に対して、例えば文部科学省に対して小中学校の公的なところで木材をこういうふうに使ってほしいと通達をしてくださいとか、国土交通省ではこういうところに使ってくださいとか、おせっかいでいいので、使えるんじゃないかと、木のことをよく知っているのは林野の人なので、こういうところにも使えますよということで、通達してください、あるいは何かで、これをルール化してくださいという押しつけがましいところも押し出していったらどうかというふうに思いました。

○木平会長 ありがとうございます。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 今、先ほどの横山委員と同じことを伺うのかもしれませんが、最初の管理経営基本計画というのは、平成10年に策定されたということですが、そのときには抜本的に改革がなされて、こういうスキームでこれから経営をいたします、という大スキームができたということです。5年たって、今年改革する、また改正をするということですが、

このスキームそのものは、あくまでも生かされた中で見直しをするということで間違いないんでしょうか。ちょっとそこを確認させていただきます。

○島田経営企画課長 おっしゃるとおりでございます。

○木平会長 鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員 結構です。

○高木委員 全体のご説明の枠組みはよくわかりますし、今もお話があったように、全体の筋道も、今までよりも積極的に進めていくというのは非常によくわかるので、いいと思うんですが、ただ、そういう方向性と現実の経営管理システムというのが、うまく合っているかどうかです。例えば営林局とか、支局とか、従来の営林署とか統合されてきていますけれども、先ほどの実施状況を見ましても、非常に分権的というか、地域の実情とか、そういうことを配慮した取り組みが非常に多くなっています。公益的機能を考えれば、そういう部分がますます多くなるわけですが、要するに、そういう意味で地域の実態なんかを重視しなければいけないという方向性と、管理はますます、いってみると集権的といいますか、集約をされていく方向とが、ちょっと矛盾している。お金の関係がありますから、これは何ともいえないところがあるんですけれども、考え方として、そこらをどういうふうにされているのかというのを、管理の側面からお聞きしたいと思います。

○木平会長 きょうは、それについて、さほど明快にお答えいただくことはないと思います。ご意見としてお聞かせいただいて……。一言あれば、どうぞ。

○島田経営企画課長 私ども、管理については、組織は簡素化しておりますけれども、現場管理というのは非常に重要だというふうに考えていまして、森林事務所 1,256の一番現場の駐在する事務所については、今回の改革でもいじっておりませんし、そうした意味では、今回の中で、今、いろいろやっていく中で、そのところがおろそかになるということのないような形は、今までの5年間も努めてきたつもりでございますし、今後もそういうような形の中で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○木平会長 古河委員、どうぞ。

○古河委員 先ほどの資料2－2ページ目を拝見しますと、簡単に拝見しても200億円も経費が1年で節減されているんですね。それで、1,400億円ぐらいの経費がかかっているんですが、それに対する収入が、一般会計からの利子の財源を除くと、1,100億円ぐらいしかない。300億円の新規の借入となっていますが、この中で林野等の売り払い代とか、

いろいろありますが、これをもとにして今後の５カ年計画をつくられる予定でしょうか。
非常に厳しいというか、今後、どれぐらい経費を削減される予定でいらっしゃるのか。

○木平会長 それでは、それについて。

○島田経営企画課長 具体的に５年間、これからの収支、先ほど今の５年間の部分はお示ししたわけですが、具体的にはこれからどういう形の見通しになるのかということについては、試算をしていきたいというふうに思っておりますけれども、基本的な枠組みとしては、林産物収入、林野土地売り払い、それから貸付料等のこの構成については変わらないというふうに考えております。

そうは申しますけれども、人件費だとか、そういう部分のものについては、要員の削減とともに減ってきておりますので、これは引き続き今後も減っていくということも見込まれますし、例えば事業所を廃止しまして分局を廃止するわけでございますけれども、そういうようなところになると間接経費も減っていくというような形も出てきますし、そうしたものを、全体をあわせてどのような形の組み立てになるかというようなこととして考えております。

○木平会長 それでは、国有林野の管理経営に関する基本計画につきましては、次回の１０月の審議会におきまして、きょう出た意見を踏まえて、事務局の方から素案をお示しいただきたいと思います。そして、さらに審議をお願いして、１２月に答申を行うというようになっております。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、その他の２番目の事項といたしまして、全国森林計画の策定について、事務局の方からお願いいたします。

○山田計画課長 計画課長の山田でございます。

資料は５－１、５－２が２つございまして、５－３という形でございます。本文は５－２の全国森林計画（素案）でございますし、５－２のもう１つは、新旧の対照表でございますが、本日は５－１の「全国森林計画の骨子（案）について」でご説明をさせていただければと思っております。５－１の１ページをおあげいただければと思っております。全国森林計画は５年ごとに１５年を１期といたしまして、４４の広域的な流域ごとにその目標や計画量を明示しておりまして、右の上の方にございますように、２段目の全国森林計画、１５年計画というのがそれでございます。基本的には都道府県知事が立てます地域森林計画、それから、森林管理局長が立てます地域別の森林計画の規範となる計画でございます。現行の

計画は、平成8年に策定し、平成13年に森林・林業基本計画が新たに策定された段階で変更したものでございます。今回、16年4月1日を始期とする全国森林計画を策定するということでの説明でございます。

2ページでございます。全国森林計画策定に関する最近の動向でございますが、平成13年に、先ほど言いましたように森林・林業基本法が制定されまして、右の図にございますような森林を重視すべき機能に応じて3つの区分に分けて施策を展開しているというのが、今の流れでございます。

それから、②にございますように、地球温暖化防止の問題といたしまして、昨年12月に森林吸収源10カ年対策を策定いたしまして、京都議定書に基づきます森林吸収量 3.9%の達成に向けた森林の整備について、今推進しているところでございます。

それから、3ページでございますが、先般の平成15年の通常国会におきまして、森林法を改正しております。その改正の内容につきましては、いわゆる公共事業計画でございます治山事業計画、従来は治山治水緊急措置法に基づきましてつくっておりましたものを、森林法の森林整備事業計画の方に統合したということです。このような観点での内容を、今後、この中に入れるということでございます。

それから、6ページ以降が最近の資源の状況でございます。平成14年の森林の資源状況を全国的な調査をしまして、確認しております。それについてご説明申し上げます。森林面積でございますが、2,512万haということで、ほぼ横ばいでございます。人工林面積についても1,036万haと、4万haほど減っておりますけれども、横ばいでございます。

それから、施業類型別に見ますと、複層林というものが、この7年間で1.3倍の89万5千haまで増えてきているという状況でございます。

次の5ページでございます。森林蓄積につきましては、初めて全森林の蓄積が40億立方メートルの大台に乗りました。40億4千万立方メートルということでございまして、この7年間に年平均で8千万立方メートルずつ、日本の森林の蓄積が増加してきております。

それから、人工林の齢級構成でございますが、右のグラフのとおりでございますけれども、9齢級、45年生以下が、約8割を占めております。もちろん、7、8、9齢級というピークをどうやって平準化していくかということも1つの課題でございます。

それから、6ページでございます。重視すべき、先ほど申しました3機能区分、水土保持林、共生林、循環利用林、ということにつきまして、先般の森林・林業基本計画等で、

国が考え方を示しまして、市町村がこの考え方にに基づきまして、地域住民のニーズを反映させて、実際の区分を実施いたしました。その結果が、この表でございます。66%が水土保持林、共生林が13%、循環利用林が21%という結果になっています。当時、国が想定しました数字を参考で載せておりますが、基本的な流れといたしますと、公益林である水土保持林と共生林をあわせた割合が79%でございますので、ほぼ想定したところに落ちついたのではないかなと思っているところでございます。

それから、7ページからが、今度の新しい全国森林計画の内容でございます。計画期間は平成16年4月1日から15年間、平成31年3月31日までということでございます。策定のポイントでございますが、先ほど申しましたように、平成13年に森林・林業基本計画に即した内容としておりますので、3区分、森林の区分の考え方等につきましては、基本的に現行計画を踏襲する。それから、②に書いてございますように、数値目標、それから計画数量につきましては、先ほどの平成14年の森林資源現況調査をもとに、新たな計画期間に見合う量を計上する。それから、③でございますが、先般、国会で改正しました関係で、森林の整備及び保全の目標という形にしまして、保安林とか、治山事業等の事項について充実する。この3点が大きな改正の内容でございます。

(3)で策定に当たっての考え方の主な内容につきまして、項目ごとに記述しておりますが、1の1、森林の整備及び保全の基本的な考え方は、先ほどの森林の保全部分、保安林、治山事業、森林病虫害対策等によって森林を適正に保持するということが明記されておりますし、目標のところにおきましても、そういう数値目標を、その観点から位置づけるとともに、新たな計画期間に見合う数値を計上しています。

8ページでございます。伐採とか保育に関する事項でございますけれども、これも考え方は現行どおりでございますが、新たな必要量を計上する。それから、公益的機能別施業森林の整備に関する事項は現行どおりでございます。

林道の開設に関するものも、考え方は現行どおりでございますが、整備等については、新たな必要量を計上する。

それから、森林施業の合理化と森林の土地の保全に関するものにつきましては、現行計画どおりでございます。

それから、保安施設に関する事項の、保安林の整備、治山事業のところにつきましては、先ほど言いましたように、新たに拡充した関係から、若干充実しているわけでございます。

保安林の整備のところでございますけれども、2行目に書いてありますように、従来は、新規の指定を中心とした内容で、保安林の面積を出しておりましたけれども、保安林の管理に関する内容を追加していくということにしまして、計画量につきましても、従来の新規指定量から計画期末の保安林面積に変更する。これに伴いまして、必要な保安林指定の推進と、既指定部分を含めて保安林を適正に保全することを明示していきたい。

それから、治山事業につきましては、従来は森林の整備と施設を別々に計上しておりましたけれども、これを林班単位にまとめて、どれだけやっていくかというのを計上していきたいということでございます。

保健機能の増進については現行どおりでございます。

これらを数的に示したのが9ページ以降でございます。森林の整備・保全の目標につきましては、新しい計画の期末の数字を、右の表に出しておりますけれども、期末平成31年3月31日現在のものがございますが、2段目の育成複層林面積が89万5千から215万1千という形で複層林の現況を、現行の2.4倍にするというのを特徴的に出しながら、計画をつくっているところでございます。

10ページでございます。個別の伐採量とかその他でございますけれども、伐採立木材積につきましては、複層林化や長伐期化を積極的に推進するということと、人工林の持続的な利用を推進するということの観点から必要な主伐材積、それから健全な森林の維持をするための間伐材積を計上させていただきました。トータル数量といたしましては、これは15年分でございますが、5億1,742万立方という材積になるわけでございます。

それから、次が造林面積でございますが、これは先ほどの主伐の材積等をもとに伐採面積に見合う面積を計上しておりますが、人工造林のところにつきましては111万3千ha、これも15年間でございます。それから、天然更新のもので149万haという面積でございます。

それから、林道の開設量でございますけれども、林道につきましては、森林の適正な管理に必要な林道を計画的に整備していくという形でございますが計画量としては、この15年間に4万6,800kmを開設するというところでございます。

12ページでございます。保安林の整備につきましては、先ほど、ちょっとご説明申し上げましたように、計画期末の保安林面積を計上するという形で1,245万1千haを期末の保安林面積ということで、水源かん養、災害の防備、保健等につきまして、それぞれの期末

面積も計上させていただいております。

それから、治山事業につきまして、災害に強い地域づくりや、水源地域の機能強化等を図るための対象となる治山事業による整備保全の必要な地区数といたしまして、全国で3万1千地区という地区数を計上させていただきたいと思っているところでございます。

次の13ページでございますが、今後の全国森林計画の策定に関する日程案でございますけれども、本日の林政審議会のご提示の後に、9月上旬からパブリックコメントの聴取をやって、10月上中旬に諮問答申を本林政審議会にいただいて閣議決定を行いたいということで、今、スケジュールを考えているところでございます。

若干、早口になりましたけれども、よろしくお願いします。

○木平会長 ありがとうございました。

それでは、全国森林計画の策定について、皆さんからご意見、ご質問があれば伺いたします。どうぞ、池淵委員。

○池淵委員 先ほど、横山委員がおっしゃったことと、ちょっと関連することでお聞きしたいんですが、先ほどの管理経営計画にしても、この森林計画にしても、策定の主体は林政審等の審議なり意見を踏まえて、行政府である林野の方が素案策定をして、それをまた審議するという形で進むということは十分理解もできるんですが、今度、先ほどありました、こういった政策とか計画のある段階での評価というんですか、そういう形のものは、縦覧公告、あるいはこういった審議の評価等も受けて、この林政審も含めて、またやるという、こういう仕掛けなのか。それから、先ほどありました各広域流域での森林整備の設定とか、地域住民のニーズを反映する、そういった形の取り込みを含めて、各広域流域でのこういった森林計画の策定、この主体は、今度また市町村とかそういうふうになる。ちょっと、策定主体と、評価主体というか、そういう形のものが、ほかの省庁でも、最近、政策評価とか、法とか、そういう形のものがいろいろあるものですので、ここの森林計画とか、先ほどのいろいろな計画策定の主体と、その評価主体というのが、評価主体も、まだこの林政審に課されているのか、そのあたりを、ちょっと違う分野で、ほかで参加しているところでは、そういう形のものが結構あるものですので、今回、ちょっとお聞きさせていただいて理解した上で、と思った次第ですけれども。

○木平会長 ありがとうございました。

それでは、ご質問なんですけれども、政策の作成主体と評価主体、これは、この林野に

ついてはどうなっているか。

○新木企画課長 政策評価の関係でございますけれども、農水省といたしましても、一昨年から本格的に政策評価に取り組んでおりまして、政策評価の主体は農水省なのでございますけれども、第三者による政策評価の委員会というものを別途設けまして、毎年、その年度の部門部門の項目を挙げてご審議いただくという格好をとっております。とりわけ、この林野関係につきましても、専門的ということもございまして、その政策評価の専門部会というのを設けておりまして、実は部会長は林政審議会の施策部会にも出ていただいております、本審議会の委員でもいらっしゃる太田猛彦先生をお願いしているところでございます。

そんなことで、そちらの体系で全般的に、また、かつ林野につきましても専門的にやっているということでございます。

○木平会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○加倉井委員 今の質問を、多分違う角度で私が言っているんじゃないかと思うんですが、実は、全国森林計画というのは、国有林だけではなくて私有林も入っているわけですね。そうしますと、それを計画として上からおろした場合にどうなるかという、趣旨は大体みんな賛成すると思うんです。これはほとんど意味がないということになるんですが、計画量が一緒に入っているわけだから、上ではこう考えても、下ではやれるのかやれないのかということは決して担保されているわけじゃないんですよね。日本は、今、計画経済国家ではございませんで、上から命令してやらせるということは基本的にできないわけですから、末端の部分で、多分、これがかなりいろいろな問題が出るんじゃないかと。一番私がおそれているのは、役場なんかで、今、林業関係の職員の方が非常にいなくなって、山村でもないというようなところが多いわけです。そうしますと、こうやって計画量をおろしていくと、市町村段階では、やったことにして数字だけつくろうや、ということになってしまう可能性があるわけです。ですから、政策評価を別な言い方で言ったと私が言ったのは、そういう意味なんです。

つまり、何もないものが集約されて出てくるおそれがある。ですから、これは市町村の段階だとかなり大きな問題が出てくるんじゃないか。全国は、だれも趣旨として反対する人はいないという、そういう状況になるんじゃないかというのが心配なんです。この辺をどうお考えになりますか。

○山田計画課長 先ほど、3機能区分について、あれは考え方をお示しして市町村で数字をつくっていただいた。実際に市町村の数字をみたら、公益性のところについては大体一緒。共生林は少し少なくなって、水土保持林にシフトしているという、そういう流れだったということでございまして、いわゆるトップダウンで一方では森林計画をやっているわけですが、今回のこの数字を見る限りにおいては、森林のとらえ方という面においては、ある程度、市町村段階までほとんど一緒のような状態になっていたのだと思います。

ただ、加倉井委員、おっしゃいますとおり、栗原委員もいらっしゃいますけれども、では、その下の森林所有者はどうなるかという問題まで行きますと、そのニーズもどこまで市町村段階でとらえているのか、ということなんかも課題として出てくるだろうと思います。ただ、やはり属地の森林を一番知っている市町村に、市町村森林整備計画をつくっていただくということを、途中で制度を改正して、そういう形になっておりまして、確かに計画はトップダウンですが、より地場に密着したような形で、意見が集約できるようにしているというのが今のやり方で、何とか吸収していきたいという努力をしている、というようにご理解いただければと思う次第でございます。

○木平会長 加倉井委員、よろしいですか。では、横山委員。

○横山委員 たびたび恐縮です。

5-1のご説明をいただいた9ページに、森林整備・保全の目標ということで、数値目標が2.4倍、1.2倍というような数値が出ていますが、この数値の根拠について、どういうふうな根拠づけがあるのか、例えば公益的機能の代表的な吸収源としての森林の役割で、3.9%減の役割が森林経営で期待されている。その3.9%の森林整備の必要性と、この数値の関係はどうなっているのか。あるいは、今、環境省が盛んに頑張っている温暖化対策税を入れる、その使い道としてこうしたシンクというんでしょうか、森林整備にこれだけのお金を充当する必要があるといったときの正当性との関連とか、その辺がどうなっているのか。あと、池淵先生からもご質問があったと思うんですが、この2.4倍とか1.2倍ということの目標の設定のそれぞれの計画に關与する、あるいは政策決定過程に關与する主体ごとに望ましい森林の姿というものに、先ほどご説明もあったと思うんですが、それぞれの違いがあるのかないのか。そうしたときに、この2.4倍とか、1.2倍というものの数値目標が、どういう意味を持つのかということについて、やはり国民は知りたいの

ではないか。この辺のところを少し補強していただきたいというふうに個人的には思います。

○木平会長 ありがとうございました。

これについては、そういう数値目標がどういうプロセスで、どういう考え方で出てきたかということを知るようお示しいただきたいということで、ここでは結構です。

それから、私も数値目標について、若干意見があるんですけども、数値自体でなくて、その項目として、やはり伝統的な林業のやり方から、公益性の高いものにしていくということを主眼にしておられて、そこで新しい——あんまり新しくありませんけれども、育成複層林とか、間伐とか、天然更新とか、そういう用語が使われています。これは極めて不明確なところがある。林野庁で考えられているものと、現場、あるいは林業界でどう考えられるか、このあたりもわかりやすく説明を、あるいは理解を深めるということが必要ではないかと思っております。

以上です。

○山田計画課長 5－3の参考資料を、さっき時間の関係ではしょってしまいましたが、すみません。5－3の6、7、8ページと見ていただきますと、いわゆる育成単層林施業とはどういう施業だろうか、育成複層林とはどんな形なのか、それから、望ましい森林としてどういうことを考えているのかということを整理しています。そして、先ほどありましたような施業の区分としてどういうことを考えているのか、上層、下層をどうしているかというのが、8ページの資料でございます。こういうものを提示しながら、ある程度整理をしていきたいと思えます。

それから、先ほど、横山委員のご意見について一言だけ言わせていただきますと、森林・林業基本計画という全体の大きい目標の中で、将来の複層林のあり方、10年後、20年後のあり方というのを議論して、そういう中で全体をつくってございまして、その基本計画に基づいて、今回はその下の全国森林計画でございまして、本体の、例えば複層林をどういうふうに伸ばしていくのかということについては、基本計画の中で議論した、そこで示している20年後の姿を見ながら、今後の15年の計画を決めたということでございます。

○木平会長 ありがとうございました。

○横山委員 ちょっと、今の点だけ、1点……

○木平会長 どうぞ。

○横山委員 そのことと、基本計画を考えた時点と、今の地球温暖化等の森林に期待されている公益的機能のニーズがどういう関係なのかということについても、恐らくご説明は十分していただけるのだらうと思うんですけども、私が知る限りでは、国民の期待が、今、森林に対する期待としては、地球温暖化のことと、それから、公益的機能ということに対する期待が高まっているということがどういうふうに結びついているのかを、わかりやすくご説明いただきたいということでございます。それだけでございます。

○木平会長 それでは、全国森林計画の策定につきましては、この後、パブリックコメントの聴取を行いまして、本日のご意見とあわせて内容を整理した上で、10月に開かれる本審議会において諮問、答申を行うということになっておりますので、そのように進めたいと思います。

審議事項が多くて、休みなしで大変なんですけれども、休みなしでやらせていただきます。

続きまして、地球温暖化防止吸収源対策の推進のための国民支援に関する研究会、これについての中間報告を事務局の方からお願いします。

○新木企画課長 お手元に6－1、6－2、6－3、6－4ということで資料を差し上げております。それに基づきましてご説明いたします。

6－1をごらんください。地球温暖化防止対策につきましては、ご承知のとおり政府の定めた大綱に基づきまして、ステップ・バイ・ステップのアプローチで着実に進められるということになっております。第1ステップの最終年が明年、2004年ということでございまして、この対策全般の評価見直しが行われまして、必要であれば追加対策を行っていくというようなことになっております。

一方、森林吸収源対策でありますけれども、これもご承知のとおり、京都議定書の定める6%の削減目標のうち、3.9%、炭素トンで申しますと1,300万トンを上限とするということになっておりまして、農水省といたしましても、目標の達成を目指しまして、昨年末に地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を策定いたしまして、強力に推進しているところでございます。

こうした中、環境省の中央環境審議会におきましては、温暖化対策税につきまして、2005年からの第2ステップで導入を図っていく、というような方向で検討が行われておりまして、その中で税収の使途につきましても議論されるということでございまして、税制

の案を取りまとめた上で、さらに国民的な議論を進めていくというふうになっております。

こういうことでございまして、林野庁といたしましては、地球温暖化対策における森林吸収源対策の位置づけ、意義、そういったことにつきまして検討を行い、理論的な整理を行っていききたい。その上で、温暖化対策の税金の活用も含めまして、国民的な支援につなげていきたいという趣旨で、この4月から有識者による検討会を行いまして、4回にわたり審議を賜りまして、7月末には中間報告を取りまとめていただいたところでございます。

なお、研究会の会長は、前林政審議会会長の佐々木先生をお願いいたしました。また、本日ご出席の中央大の横山先生にもご参加をいただいたところでございます。中間報告は6－2でございすけれども、ポイントで説明させていただきます。1枚めくっていただきたいと存じます。中間報告のポイントとあります。

まず最初に、吸収源対策の推進を図るためには、財源確保が重要な課題であるということでございます。先ほど申しましたように、3.9%の確保に向けまして、10カ年対策を策定いたしまして、強力に推進しているところでございますが、しかしながら、吸収量は、現状程度の水準では大幅に下回るおそれがございまして、平成10年から12年の水準でいきますと、2.9%にしかないということでございます。そういうことから、今後、森林吸収源対策を推進するに当たりましては、主要な財源が必要であるというようなことになります。

また、次に温暖化対策税が、今、重要な検討対象として議論されているということでございます。先ほど申しましたように、第2ステップ以降の追加的施策として検討されていくということで、その中で税収の使途も重要な検討事項になっているということでございます。中央環境審議会におきましては、具体案の取りまとめを急ぎ、国民的な議論を素材として提供する予定——ここでは、「予定」になっておりますけれども、既に提供されたということでございます。

それで、3番目でございますけれども、温暖化対策税の使途として森林吸収源対策は重要な意義があるということでございます。

その説明でございますけれども、まず森林は大気中の二酸化炭素を吸収・貯蔵するということございまして、吸収源対策は、その森林吸収機能を高度に発揮させる対策でございます。いわば排出されたCO₂の回収対策といえと存じます。

また、6%のうち3.9%というのは、これは大きなウェートといえると思っております。吸収源対策の実施が目標達成に不可欠であります。

それから、吸収源対策は、資金の確保により即実行が可能でございまして、また森林の整備による吸収量は変動要因が少なくて効果が継続するということでございます。また森林資源につきましては、カーボンニュートラルでございまして、再生産可能な森林資源でございます。森林吸収源対策は、今後の循環型社会の形成にも貢献するということでございます。また、この森林整備を行いますと、経済の活性化にもつながりますし、また高い雇用効果がございます。それから、森林の持つ多様な公益的機能も発揮できるということでございます。それから、森林に対する国民の意識は高まっております、例えば高知県などでも森林環境税の取り組みが見られておりますけれども、地方におきましても、そういう税制への取り組みの活発化など、費用負担に対する理解も拡大しているところでございます。

ということから、吸収量3.9%の確保に向けまして、温暖化対策税の使途の検討におきましては、森林吸収源対策が位置づけられることが適当である、というふうに致しておりますところでございます。

中間報告の中身はそういうことでございますが、一方、お手元には8月末に環境省から中央環境審議会の税制専門委員会の報告書が出されております。それからあと、今の報告書のもとになりましたワーキンググループの報告書も差し上げております。説明は割愛させていただきますけれども、環境省の方では、この案をたたき台として、今後、国民議論を進めていきたいというふうなことでございます。

林野庁といたしましては、今のような動きを踏まえながら、先ほど説明いたしました中間報告をもとに、森林吸収源対策に対する国民的理解の促進、さらには支援意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。

○木平会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、ご質問があればお受けいたします。

○鈴木委員 ちょっと質問させていただきたいんですが、現在3.9%達成には、現在の水準では、というご説明がありました。先ほどから伺っている国有林野の管理経営に関する基本計画、あるいは全国森林計画の策定についてお話をいただきました。先ほど、私、説

明したように、国有林に関しては平成10年の基本的なスキームで進めて、これからも出るんですね、そうです、ということです。今の全国森林計画というのも、森林・林業基本計画にのっとって、これをつくります。こういうことになります。

そうすると、今、ここで出ている地球温暖化防止に対して何か追加的にしなければいけないということと、基本的な今まである計画のスキームとの整合性を、どういうふうに考えておられるのでしょうか。計画をこれから、こんなことがあるから作り直そうといっているのか、そのところが、ちょっとわかりにくいんです。

○木平会長 それでは、計画課長、お願いします。

○山田計画課長 3.9%の議論というのは、森林・林業基本計画をつくる段階から、それなりにあったわけでございまして、今の現行の吸収量 3.9%を達成するためには、森林・林業基本計画がベースだというふうに考えていただければいいと思います。そういう意味で整合性があるというふうに考えております。

○新木企画課長 すみません、具体的には報告書の資料6-2の33ページを見ていただければおわかりになると思うんですけれども、吸収量の算定の 3.9%の目標をどういうふうにつくったかという資料なんでございますけれども、森林・林業基本計画に基づいておることなんでございますけれども、全国の森林 2,500万haございまして、そのうち育成林が 1,160万ha、天然生林が 1,350万haございます。この育成林全体を適切に整備を行う、それから、天然生林のうち保安林等ということで適切な管理を行っているというものは、吸収量の算定にカウントされるということでございます。それを計算いたしますと、吸収量が全体で 7.7%になりますけれども、木材供給で出ていきますので、その差が 3.9%となっておるということでございます。3.9というのは、今あります森林・林業基本計画の目標に基づきまして、精いっぱいカウントすれば 3.9%になるという数値になっているということでございます。

なおかつ、今申し上げました全国森林計画、それから国有林野の計画も、その基本計画のもとになりましてやっているということでございます。

○鈴木委員 そうすると、従来の計画を着実に進めていけば、経費としても、こういった 3.9 %の計画もきちっとできているということではないんですか。

○新木企画課長 ご説明がちょっと省略されまして申しわけございませんでした。右の方を見ていただきたいのでございますけれども、現在、非常に整備が未実施の部分がござい

まして、そういうことから吸収量、それから木材供給量の方が減っておりまして、そういうことで平成10年から平成12年の調子でいきますと、2.9%しかいかないと、そういうことでございます。したがいまして、これは何とか3.9%に達成するためには、そのための対策が必要なのではないかというようなことでございます。

○鈴木委員 今のペースで、先ほど、これから新しい計画を審議されるわけで、その計画どおりでは、左のようなことにはならない。だから、何か追加しなければいけない。すなわち、もともとの森林・林業基本計画どおりだったのでは、今のとおりでは基本計画に達しないということをおっしゃっておられるんですか。

○山田計画課長 3.9%カウントする対象の森林をどう見るかというところだと思うんです。それは、管理経営されている部分、ある程度施業されたり手当をされたりといいますか、きちんと整備された部分がカウントの対象になるということでございまして、計画は整備すべき対象を示しておりまして、実際は経済活動の中でとか、所有者の活動の中で整備されている実績の方でございまして。計画としては全部をやれば達成できるんですが、實際上、全部が活動としてやられるか。単純ですけども、簡単に言いますと、下刈りの計画とか、間伐の計画は例えば100ですよ決めましても、個人が経済活動の中で70しかいかないというのであれば、70%しか達成できません、今のペースでは、まだ2.9%の達成しかできないということに立っております。

○本平会長 それでは、次長。

○前田次長 非常に端的に申し上げてしまいますと、鈴木委員、おっしゃられましたように、現行の森林・林業基本計画の策定と、実は地球温暖化防止のための森林吸収源10カ年計画は整合性をもってつくりました。したがいまして、森林・林業基本計画どおりに着実に森林整備がなされなければ3.9%、すなわち1,300万Ct達成することができる。ただ、今、計画課長も申し上げましたように、そういう計画なんですけど、現実にはなかなかコストが合わないとか何とかということで、ここの森林所有者の方が手入れをしない、あるいは伐採をしないとか、そういった形が現状はありまして、こういったベースのままで、ずっと行きますと、森林・林業基本計画、並びに全森計画の達成はできず、かつ、したがって、3.9%には達しない。これを今のペースで見てきますと、2.9%ぐらいにしかならないのではないかとということでございます。

○鈴木委員 ということは、国有林に関しては計画どおりきっちりいっています、民有林

がそれだけの管理ができなくて野放しになっている部分があるから、その部分に何らかの環境税を投入する必要がある、こういうことで理解していいんですか。国有林は国有林計画であれば、きっちり森林・林業基本法にのっとり量が達成される。だけど、達成されないのは何かというと、認知が及ばない民有林なんです。だから、そこをきっちりやらなければいけないと、こういうことでいいんですね。

○前田次長 端的に言えばそれに近いです。国有林の方は計画どおり大体やってきている。ただ、今後やっていくためには、一定の一般会計からの支援、こういったものがないと、国有林の期待しています管理経営基本計画に基づく森林整備、この量の確保ができるかどうかという問題にかかわってくる。一定程度、一般会計が入ってくれば、そういったものは計画どおりにやっていけるであろう。ただ、現実の問題とすれば、私有林の方はなかなか、先ほどから、まさに加倉井委員のおっしゃいましたように、“絵にかいた餅”になってしまえば、所有者がやりたくない、やらないよと言われれば、そこはダウンしていくことになるわけです。

したがって、今後の環境税の財源が特定のどこかに入ってくるというよりは、それが民有林、国有林を通じて全体の森林整備の方に補てんされてくれば、そういった予算的な措置がされて、そういったところで3.9%は達成していけるだろう、というふうに期待いたしております。

○木平会長 3.9%を確保するということについて、歯切れの悪いというか、未知要素があるということはいくつもあります。しかし、ぜひ、それをどうすれば実現するのかという筋道を明解に行政官庁としては示していく必要があるんじゃないかと思います。

○鈴木委員 そういうことになりますと、これから3.9%を達成される、されないというのは、民有林の管理をどうしていくかということであるとするならば、今、会長がおっしゃったとおりなんですけれども、どういう権利が与えられて、どういうメリットがあるんだから、こういうことをしなさいということを明確に出さないと、どうでしょう、民間ではほとんど進まないということになるんじゃないでしょうか。そこらあたりを、もう少し明確な議論があって初めて、民有林というのはそういった整備が進んでいくんだと思うんです。その議論を、ぜひきっちりやっていただいて、民間の所有者が施業するインセンティブをどこで出すかということを明確に出す必要があるんじゃないかと、こういうふうに思います。

○木平会長 鈴木委員からご指摘になったのは、国民支援に関する研究会の方で最終報告については、そういう点についてもご配慮いただきたいと思います。

○新木課長 最終報告をつくるかどうかというのも、今後の問題でございましてということを一言申し上げます。

○木平会長 それから、私もこれについて一言だけ疑問を持っているんですけども、一方では、この報告書にも、カーボンニュートラルということを明記されています。ということは、それはプラス・マイナスゼロだと。短期的には、今、日本の森林の状況からは、プラスということはよく理解できます。したがって、この政策が永久に続くというわけではないだろうと思っております。以上です。

それでは、温暖化防止吸収源対策の推進について、国民支援に関する研究会の報告につきましては、ここで議論を打ち切りまして、次に松くい虫被害対策について説明をお願いいたします。

○井上森林保護対策室長 森林保護対策室長でございます。お手元の資料7をご用意いただきたいと思います。

松くい虫被害対策の一環といたしまして、現在ヘリコプターによる薬剤の空中散布というものを実施してございます。その防除効果や自然環境への影響を把握するための調査を、昭和52年度より行っております。調査結果につきましては、国会等における議論を踏まえて、毎年林政審議会等で説明報告してきているところでございます。前回、平成13年度の報告につきまして、ことしの3月に実施したところでございますけれども、1年過ぎているのでは、多少遅いのではないかとことを踏まえて、半年早めまして、この時期に平成14年度の効果と自然環境等への影響の状況を説明するものでございます。

まず、説明に際しまして、近年の松くい虫の被害の状況と対策の内容について簡単に説明をいたしたいと思います。

資料1ページをおめくりいただきたいと思います。松くい虫被害の現状でございますけれども、平成14年度全国の被害量は91万？ということで、昭和54年にピークを迎えておりますが、そのときの243万？の、約4割程度という形になってございます。しかしながら、被害発生県数は北海道、青森を除くすべての県で発生しているというような状況になっているところでございます。

2ページをおめくりいただきます。こういった被害に対する対策でございますけれども、

基本方針として公益的機能の高い松林を、保全すべき松林、その周辺に位置する松林を、周辺松林に指定いたしまして、これらに対して総合的な対策を実施しているところでございます。保全すべき松林、いわゆるコアになる部分でございますけれども、被害を終息させることを目標に特別防除、伐倒駆除といったような対策を実施しているところでございます。また、これを囲む周辺松林につきましては、一体的な防除を行いつつ、計画的に樹種転換を行い、ほかから保全すべき松林への松くい虫の飛び込みを防ぐ形での事業を実施しているところでございます。現在、対策対象林、いわゆる保全すべき松林と、周辺松林で34万haを指定して、これらに対する対策を実施しているところでございます。

次に3ページをお願いいたします。被害対策につきまして、発生メカニズムと防除手法を簡単に図であらわしたものでございます。被害対策は松くい虫被害の原因でございますマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリの生活サイクルにあわせて実施しているところでございます。カミキリが羽化する5月から6月に松林に薬剤を散布する。このことによりまして、松の樹皮をかじりますカミキリの成虫を駆除することにより、松の樹体内に線虫が入ることを防止しているところでございます。また、秋から春にかけて、被害木を伐倒して焼却することによりまして、カミキリの幼虫を駆除するという形での防除を実施しているところでございます。

次に4ページでございますけれども、では、特別防除の実際の流れはどうなっているのかということでございます。防除の実施に当たりましては、森林病虫害等防除法に基づきまして、大臣及び知事が防除実施基準を定めておりまして、この基準において特別防除を行うことができる森林の基準や、自然環境等の保全に関する事項を定めているところでございます。また防除の実施に当たりまして、地域住民等に対して、あらかじめ事業計画を説明するとか、地元の住民の意見を十分踏まえるような形、さらには万が一のときに、病院とか、関係機関とも十分連絡調整を行いつつ実施しているところでございます。

5ページをおめくりください。松くい虫の被害対策の概要、4本柱で実施しているところでございます。保全すべき松林における的確な防除、それとそういった防除の体制整備、3点目でございますけれども、松林の健全化によりまして被害を少なくすること、さらには4点目でございますけれども、被害の防止技術の開発・普及といったようなことを実施しているところでございます。

6ページをおめくりいただきたいと思っております。それでは、平成15年度の特別防除の効果

がどのようなことであったかということをご報告いたしたいと思います。平成14年度におきましては31県におきまして特別防除の効果調査を実施いたしました。調査区におきましては、特別防除を実施したところと、実施していないところをそれぞれ選びまして、それに対する被害の状況を調査して効果を判定したところでございます。

7ページに、その結果の概略をまとめてございます。被害本数の平均値では、特別防除を実施したところでは1.5%、特別防除を実施しなかったところでは8.8%という結果が得られたところでございます。

また被害本数率の分布の状況でございますけれども、特別防除区においては、被害が1%未満の微害区域が8割を占めている。また、非特別防除区におきましては、激害区域が4割を超えているというような状況が出ているところでございます。具体的な分布状況は8ページに詳細なデータを入れてございます。

また、9ページには各県ごとの細かいデータを添付してございますので、ご参照いただければと思っております。

その結果でございますけれども、特別防除の効果でございます。被害本数率の平均値は、特別防除を実施していないところに比べて非常に低い。また県ごとの比較におきましても、両調査区で顕著な差が認められたということでございまして、このことから、特別防除の効果は高いものと考えているところでございます。

次に10ページをおめくりいただきたいと思います。特別防除を実施したときの自然環境等の影響について調べたものでございます。実施県数は岩手県以下9県で実施したところでございまして、特別防除を実施している区域を散布区といたしまして、その対照区として、同様な条件を備えているところを用意いたしまして、無散布区を設定し、環境条件や野生動植物等の自然環境への影響、土壌や河川水等、生活環境における薬剤の残留濃度等を調査したものでございます。

11ページをおめくりいただきたいと思います。調査の結果でございます。詳細なデータは、12ページ、13ページ、14ページ、15ページに、それぞれ調査項目ごとに調査内容と調査結果を示してございます。また、16ページ以下、県ごとの細かいデータを示すべきだという前回のご指摘がありましたので、県ごとの細かいデータをそれぞれ添付してございます。ご参照いただきたいと思います。

調査の結果でございます。まず、林木及び下層植生でございますけれども、一部の県で

葉に斑点状の変色がございましたけれども、その後の成長には影響がなかったという結果が出ております。また、野生鳥類、昆虫類、土壌動物、水生動植物に関してでございますけれども、薬剤散布の影響と考えられる個体数の変動はあったところでございますけれども、個体数等につきましては、散布後2カ月後までにおおむね回復しているというような状況でございました。また、3点目の土壌、河川水及び大気中における薬剤残留でございます。土壌調査におきましては、一部の県で散布前に薬剤が検出されているところでございましたが、いずれも微量の値でございました。また、河川水や大気の調査におきまして、一部の県で厚生労働省による指針値または環境省による気中濃度評価値を超える薬剤濃度が検出されたところでございますけれども、散布した翌日、または2日後までに、この指針値等未満の濃度に低下しているというような現象が確認されているところございます。これらのような状況を踏まえまして、自然環境に対する影響は一時的または軽微であり、許容できる範囲であるというふうに考えているところでございます。

以上をもちまして、松くい虫の被害対策についての報告を終わります。

○木平会長 どうもありがとうございました。

昨年に比べて報告時期も非常に早くなって、それからデータも詳細なものをつけていただいて、こういう状態です。

では、ご質問をお願いいたします。

それでは、特別委員の小林委員の方から一言お願いします。

○小林特別委員 今回の2つの報告については、特別にコメントということはございませんけれども、ことしの夏の涼しさといいたいまいしょうか、これはやはり全国的なもの、私は、今、秋田にいますけれども、秋田でもかなりそれをはっきり感じております。東北ですと、例えば、1999年の異常な夏の高温小雨というものが、東北の松くい虫の勢いをつけてしまったというようなことをいって、それはほぼ間違いないという形で進んでおりますけれど、ことし、逆の気象条件が出ている。これについて、まだ詳細な検証というわけにはいきませんが、大筋として、こういう涼しい夏になったのであれば、おそらく防除効果がより発揮されやすい条件というのでできていると、私は思っております。

そういう意味で勢いづいた東北、これは東北だけじゃないかと思います。全国的にも、この二、三年、横ばい、ないしはちょっと上がるというふうな傾向がありますので、そういう気象条件をきちっととらえて、しっかりと、この対応をしますと、その効果がより発

揮されるであろうと、私はそういうふうに確信しておりますので、勢いが少なく、よかったというので手を抜くのではなしにここでしっかりと対応を、この場をかりてお願いをしたいと思っております。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

ほかにご意見がなければ、これはこれで終わりにしたいと思います。

最後になりまして、大変長い時間になりましたが、農林水産省木材利用拡大行動計画につきましてご意見をお願いいたします。

まず最初に説明をお願いします。

○青木参事官 資料8でございます。A3の横長のものと、A4の縦のものがございませうけれども、時間がございませうので、A3の横カラー刷りでございませうけれど、これに従いまして説明させていただきます。

趣旨でございますが、昨年策定いたしました地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を進めるためには、切り出された木材が利用されなければ、なかなか森林整備も進まないという状況がございます。右側を見ていただきますと、木材の需要量というのは年々減ってまいりまして、特に民需が減っており、公共部門において木材利用の拡大を図り、民間の先導役としての役割を果たしていくことが重要になっております。

そういったことで、“まず隗より始めよ”ということで、農林水産省みずからができることをやっていくということで、原則木造・木質化・木製品というスローガンのもとに、木材の利用の拡大をしていこうということで考えております。

この計画のポイントでございますけれども、4つございます。1つが、林野庁だけではなくて、省を挙げて取り組むということでございます。それから、2つ目として、具体的な数値目標などを定めまして、これを毎年検証していくということが2つ目でございます。3つ目といたしまして、地球温暖化防止対策にあわせまして、15、16年度を第1ステップといたしまして、期限を定めてやっていくということでございます。4点目でございますけれども、取組みの普及促進ということでございまして、先ほど恵委員からのご指摘がございましたけれども、農林水産省だけではなくて、他の省庁あるいは地方自治体にも、いろいろ働きかけを行いまして、木材の利用を拡大していこうということでございます。

具体的な目標、右側でございますけれども、4つの分野におきまして、具体的な目標を

立てております。1つが公共土木工事、それから補助事業対象施設ということで、いわゆる箱物、それから農林水産省及びその関係機関の庁舎、事務机等の備品、消耗品ということでございます。

具体的な内容は、公共事業におきましては、例えばコンクリート製の柵などを、これを基本的に木製に変えていく。あるいは林野公共事業におきましては、木材の使用量を現状の2倍程度やっていくというでございます。それから、いわゆるハコモノにつきまして、木造化になじむような施設について、原則木造率100%ということと考えてございます。それから庁舎等の施設、本省内の廊下に腰までの壁を木で張るとか、あるいは森林管理署の庁舎の木造化を推進してまいります。それから、事務机等の備品、消耗品ということで、現在、本省の課長・室長以上の事務机、6割程度が木になっておりますけれども、これを原則木製に入れかえていく。それから、業務用茶封筒は、現在、間伐紙ということで間伐材を15%を混入いたしました紙を開発してございますけれども、これを原則使っていこうということでございます。

このほか、モデル的な取組みということで、右側にごらんいただきますと、間伐材を使いました魚礁などもございますけれども、こういったモデル的な取り組みもやっていきたいというふうに考えてございます。

こういったことで、いわば運動論でございますけれども、木を使おう行動計画ということでやっていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○木平会長 ありがとうございました。

農林水産省木材利用拡大行動計画についてのご意見をいただきたいと思います。ぜひ“隗より始めよ”で、積極的にこの運動を進めていただければと思います。

ほかにございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、大変長時間にわたって熱心にご審議をいただきまして、どうもありがとうございます。

以上で閉会といたします。

午後 4時30分 閉会